

## 受益者代理制度について

岡田 健二

### 目次

- I はじめに
- II 旧信託法における信託管理人について
  - (1) 旧信託法における信託管理人の規定内容
  - (2) 立法経緯の概要
- III 欧米等の信託における受益者代理と類似の制度について
  - (1) 米国統一信託法典（UTC）における「代表」（Representation）の制度など
  - (2) オフショア信託における Protector
  - (3) 欧州信託法基本原理における「目的信託の監理人」
  - (4) 信託条項の履行を強制する存在の信託における必要性
- IV 新信託法における受益者代理制度の規定と、いくつかの論点について
  - (1) 新信託法における受益者代理制度（信託管理人，信託監督人，受益者代理人）の概略
  - (2) 信託管理人と受益者代理人・信託監督人の使い分けの方法について
  - (3) 受益者指定権（89条）との関係について
  - (4) 信託法上に規定された以外の受益者代理を置いたり，権限を拡大・縮小することの可否・限界
  - (5) 本人（受益者）と受益者代理の権限行使が重複する場合の効力如何
- V 受益者代理制度の活用方法および，解釈論的解決の提案
  - (1) 受益者代理の活用方法
  - (2) 具体的な活用方法の例
  - (3) 新信託法の3つの規定（信託管理人，信託監督人，受益者代理人）を集約したものとして受益者代理人を利用すべきこと

- (4) 公益信託, 目的信託において信託管理人を必置とすることについての考察 (その是非の検討)

VI おわりに

I はじめに

英米の信託からみて独特の制度であるとされるわが国の旧信託法における信託管理人, および新信託法における信託管理人, 信託監督人, 受益者代理人 (これらは受益者の利益保護のため受益者に代り諸権能を行使する点で共通しているので, 本稿では便宜的に「受益者代理制度」と総称する) について, その果たす機能ならびに活用可能性や問題点について論じることが本稿の目的である。

そもそも, 信託の本質は, 委託者が受託者を信じて委託者所有の財産を託し, 受託者は信託の本旨に従い善管注意義務および忠実義務に従ってその裁量により信託事務を処理するものである。したがって, 受託者の事務処理において委託者が必要と考える指針は契約書や遺言等の中に記載しておき, あとは, 受益者に一定のコントロール権を与えたいうえで, 受託者の裁量に任せるとというのが信託の基本形であるはずである。しかるに, 受益者に与えられている一定の受託者監督権限について, 受益者が十分に行使し得ない場合 (そもそも一定期間, 信託の存在が受益者に対して秘密にされていたり, 浪費者のための信託のように受益者にコントロールさせるべきでない場合もある) や, あるいは受託者の裁量が適切に行使されるようサポートするものの存在が必要である場合 (例えば, 受益者の事情をよく知る者のアドバイスを必要としたり, 信託財産の運用について助言や指図をなすべき者など) があり, そこに受益者代理の必要性がある。

委託者, 受益者, 受託者につづく, 信託の“第四の当事者”とでもいふべきこの受益者代理という存在は, 日本だけの現象ではなく, 後述するとおり, 米国統一信託法典 (UTC) には「代表」というものが新たに設けられ (リステイメントにおいては現れていなかった), 加え

## 受益者代理制度について

て、オフショアの目的信託や、オフショアにおける財産保全のための信託において protector と呼ばれる存在が設けられる場合があり、すでに国内のいくつかの文献でも紹介されている。

そこで、本稿では、旧信託法上の「信託管理人」の規定の経緯や、現在の利用の状況や果たしている役割を簡単に概観した後、英米等の信託において受益者代理の代りの役割を果たしているものの使われ方などを参照・分析を行った上で、新信託法における受益者代理制度に係る幾つかの論点の解釈を試み、更には、新信託法上の規定に留まらない活用可能性について論じようとするものである。信託のさらなる柔軟な活用に大いに役立つ可能性を秘めているこの受益者代理制度の活用により、特に、従来日本においていわゆる民事信託が（英米ほどには）発展してこなかったことの原因と思われるものを少しでも解決するのに一つの役割を担いうる制度ではないかと考えられる（例えば、委託者またはその信託する人によるコントロールの余地を残す）ことから、検討を行うものである。

なお、本稿では、平成18年12月15日に公布され、平成19年9月30日に施行された新しい信託法（平成18年法律第108号）のことを新信託法と呼び、それ以前の信託法（大正11年法律第62号）のことを旧信託法と呼ぶ。

## Ⅱ 旧信託法における信託管理人について

### （1）旧信託法における信託管理人の規定内容

旧信託法8条では、信託管理人を置くことができるのは「不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合」として規定され、それ以外の、受益者が存在していても病気などのために、その受益者自ら十分な権利行使を行えないような場合であっても信託管理人を置くことはできず、信託行為で規定する信託管理人についてはこのような制限がないと考えられるのではないかと、<sup>(1)</sup> などの解釈論上の解決も提案されてきたところである。

それでも、受益者不特定・未存在の場合に、信託管理人が代って意思決定が行えるメリットは大きく、受益者が多数で常に出入りのある年金信託や、受益者不存在である公益信託などについて活用されてきた。

信託管理人が日本の信託法に置かれている理由としては、英米では裁判所がよく介入するが、日本では非訟事件的な面では裁判所がうまく機能していないため、信託管理人がいないと動かないのではないかとの指摘<sup>(2)</sup>もあったところである。

## (2) 立法経緯の概要

まず、どのような経緯で信託管理人の規定が設けられたのかを概観する。

山田昭博士の『信託立法過程の研究』(勁草書房, 1981)に掲載されている、現行の信託法制定までの草案の資料によると、大正初期からの信託法制定の動きの中で、当初政府内で検討された案には信託管理人の規定はなかったが、大正7年11月1日付草案で「公益ヲ目的トスル信託其ノ他不特定ノ受益者ノ為ニスル信託」の場合に、「特別代理人」を選任することができるとの規定が置かれている。大正8年の「司法省信託法調査委員会議決」の資料には「公益ヲ目的トスル信託其ノ他」との記載は消えて「不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者ノ為ニスル信託ニ付テハ…」となり、名称も「特別代理人」ではなく「信託管理人」<sup>(3)</sup>となった。「信託管理人」という名称になった経緯は明らかではなく、法案の国会審議においても、信託管理人に関する質疑はなかった。

旧信託法(1922年制定)の母法といわれる米国カリフォルニア州民法典(1872年制定)とインド信託法(1882年制定)、さらにはその主たる淵源の役割を果たしたであろうイギリスの信託法理においてはいずれも、信託管理人に相当するものは見当たらない。

信託管理人のもとになった「特別代理人」の規定が上述のように公益信託を例示しながら規定されたことから、欧米の公益信託法制において信託管理人に相当する存在があったのかといえ、それも無いようである<sup>(4)</sup>。

## 受益者代理制度について

なお、「特別代理人」という名称は、信託法に先立ち制定された担保付社債信託法（明治38年法律第52号。以下「担信法」）にも置かれている。しかし、その規定は、現行の担信法第45条にあるとおり、社債権者集会の申立てにより選任されるものであるが、社債権者の代りに行為するためのものではなく、受託会社に代り行為を為すものであるので、信託法上の信託管理人とは異なる。また、当時の民法にも現在の民法826条と同様に、親権を行う父母と子供の利益が相反する場合に選任される「特別代理人」の規定があったので、それらと同様の、民法上の代理人の規定とは異なる「特別」な代理人の1つとして「特別代理人」と呼ぶことが当初は考えられたのであろうと推測される。それが、（理由は不明であるが）大正10年提案からは「信託管理人」という旧信託法と同じ呼称と規定内容も同様のものとなり、そのまま法律として成立することになった。

### Ⅲ 欧米等の信託における受益者代理と類似の制度について

この、わが国における信託管理人と同様の制度については、すでに文献等で紹介されているところであるが、概観すると以下のようなものがある。

#### (1) 米国統一信託法典（UTC）における「代表」（Representation） の制度など<sup>(5)</sup>

「代表」は、UTCの第3編（301条以下）に規定されており、信託の当事者、なかでも受益者または委託者を代表<sup>(6)</sup>し、代表が同意を行うとその他人に拘束力が及び、通知の受領などの行為を行うこともできる。

信託法リステイトメントになかった、この「代表」制度が導入された理由は、裁判所外での問題解決の促進のためとされている。受益者を代表する場合には、未出生の受益者のみならず、受益者が現存する場合でも区別はされていない。また、永久拘束禁止則を廃止する州が増えていることにより、未確定あるいは未出生の受益者が存在する可能性が高ま

ることも代表制度の必要性の1つであるとされている。

なお、UTCにはこの「代表」の他にも、408条の「動物の世話のための信託」や409条の「特定できる受益者が存在しない非公益信託」(いわゆる目的信託)において、信託条項の定めまたは裁判所による指名に基づき、信託の実現・執行を求める任にあたる者(a person to enforce the trust)が規定されており、これも目的信託における信託管理人のような役割を果たすのかもしれない。UTCには、この人の詳しい役割は記載されていないが、UTCの起草に携わられたイングリッシュ教授によれば、「受益者が存在することによって初めて受託者に対して信託上の義務の履行を請求できる者がこの世に存在することになる」ので、「信託の実行を請求できる者」を設けることにより、正式な信託として認め<sup>(7)</sup>ることとしたとのことである。

また、同じくUTCの808条においても、「委託者以外の者に、受託者の一定の行動を指図する権限を与えている場合」について記載しており、信託条項により、「受託者またはその他の者に、信託の変更や終了を命ずる権限を与えることができる」(808条(C)項)としている。イングリッシュ教授によれば、「「アドバイザー」とか「信託保護者(Trust Protector)」としての限られた役割を果たして貰うために個人が任命されるケースは決して稀ではなく」、「今日における信託の運営管理面においてこの種の権限が重要な位置を占めているという事実を反映」してUTCに上記規定が設けられたと指摘<sup>(8)</sup>されている。

以上のとおり、米国においても、信託の伝統的な三当事者である委託者・受益者・受託者以外に、受益者を包括的に代理(代表)したり、あるいは信託の変更や終了等の権限をもつ者が法律の明文上も認められるようになっていることがわかる。

## (2) オフショア信託における Protector

上記(1)で述べたUTCにおける目的信託の取扱については、第3次リステイトメントにも現れており(47条)、能見教授によれば、「その背景には、バミューダ島やジャージー島の信託法が目的信託の有効性を認

## 受益者代理制度について

め、資産流動化の受皿として信託を用いやすいようにしたことが影響している」<sup>(9)</sup>とのことである。オフショアにおける目的信託と enforcer<sup>(10)</sup>（「監理人」<sup>(10)</sup>とか、「履行監督者」<sup>(11)</sup>と訳される）については、既に紹介する論文<sup>(12)</sup>もあるが、概観しておきたい。

米国における、エステイト・プランニングについての実務家弁護士の論文<sup>(13)</sup>によると、資産保全目的で海外に設定する信託（foreign trusts）においては、プロテクターまたはアドバイザー（など名称は様々）を置くことが一般的（common）であり、受託者を交代させたり、受託者の行為に拒否権を行使する権限を有しているとある。

例えば、オフショアの1つであるクック島の「International Trusts Act 1984」には、第4章で Protector につき記載されており、その名称のいかんにかかわらず、受託者を任命または解任させる権限を持ち、直接または間接に受託者の権限行使をコントロールする存在であるとされている（1章2条定義規定）。

オフショア信託にプロテクターを置く理由には大きく分けて2つあるようで、1つは、資産管理のための信託（offshore asset protection trust）において、オフショアの受託者を、委託者が信頼できないと感じるときに監督的立場の者を置くためであったり、信託設定後に、委託者の意向に従うプロテクターにより受託者を更迭したり、税法の準拠地を変更したり、受益者を変更したりするなどの場面で、委託者の意思を反映する手段とすることが目的である。もう1つは、英米では基本的に無効とされる非公益の目的信託（offshore purpose trust）について、その信託目的そのものは人格を持っておらず信託上の義務の履行を受託者に強制するために行動<sup>(14)</sup>することができないことから、プロテクターにその役割を担わせようとするものである。

このプロテクターには、委託者自身が就任することもできる（クック島の International Trusts Act 1984の13C項参照）が、プロテクターを通して委託者があまりにも多くの権限を保持したままであると、信託設定を否定される可能性もあるとのことである（前掲注<sup>(14)</sup>）。

(3) 欧州信託法基本原理における「目的信託の監理人」

また、「欧州信託法基本原理」における「目的信託の監理人」(enforcer of a trust for purposes)も、上記で述べたオフショアの目的信託における protector と同様の趣旨のものと考えられる<sup>(15)</sup>。

監理人は、目的信託の実施を強制できる役目を担い(3条2項)、信託条項の司法的強制を裁判所に求めることが出来(4条5項)、権利の確保のために必要な情報を受託者により提供される(5条3項)こととされている。

(4) 信託条項の履行を強制する存在の信託における必要性

上述の、目的信託の例に関していえば、目的信託には受益者がおらず、もし怠惰な受託者がいて信託事務が履行されない事態になって、委託者も既に死亡している場合には、その履行を請求できるのは利害関係人しかいないことになる。しかし、信託法上、「利害関係人」とは「信託財産の現状を知るにつき、法律上正当の利益を有する者をいう。委託者・受託者・前受託者・受益者・信託管理人などの関係当事者のほか、受益者の債権者・委託者の債権者なども、これに含まれる」(松本崇『特別法コンメンタール 信託法』(第一法規, 1972) 70頁)とされ、目的信託についてはこれらの利害関係人が存在しないケースも十分ありうると思われるから、信託の履行を強制する存在は、どの法体系の国であれ、目的信託を認める限りは必須であるように思われる。たとえ、裁判所による救済の役割が大きい国であっても、誰かが裁判所にクレームする必要があるし、裁判所が職権で出て行くことが可能であったとしても、受託者が怠惰で休眠状態に陥った信託の存在に裁判所が気付くことは困難である。

英国の Armitage v Nurse 事件における1997年の判決<sup>(16)</sup>においては、信託条項で受託者の責任をどこまで免除できるかに関して、「受益者に対して受託者が負い、受益者がこれを強制し得る中核的な義務が信託概念の基本である。受益者に受託者に強制し得る権利がなければ信託も存在しない<sup>(17)</sup>」と判示されたわけであるが、その延長線上には、「その中核的

## 受益者代理制度について

な義務の履行を請求しうる者」の存在（委託者であれ、受益者であれ、enforcer であれ）も不可欠であると言えるかもしれない。なぜならば、受託者がその義務を果たさないまま信託が放置されていても誰もそれをとがめない（とがめることができない）としたら、それは受託者の個人財産と変わらないことになり、信託と呼べなくなると考えられるからである。

上記のとおり、目的信託の場合には受益者代理の存在は重要な位置を占めうると考えられるが、受益者が存在しうる（未存在の場合を含む）信託の場合には、英国や、あるいは UTC 以前の米国のように、裁判所による救済で解決することも可能であり、受益者代理という制度の存在が不可欠というわけではない。

英国において、公益信託以外の、受益者不存在の信託の有効性が一般的に否定されてきた理由は、様々の理由があり、裁判所の判例においてもそれらを組み合わせて用いられているとのことである。すなわち、①信託の履行を強制できる受益者がいなければならないという原則（The Beneficiary Principle）、②受託者が信託事務を正しく履行しているかどうかを裁判所が判断するためには不確実性があってはならないし、かつその履行を命ずるためには履行不能であってはならないこと（Uncertainty and impossibility）、③遺言による目的信託の場合に信託の履行を強制する者がいないという問題（Delegation of power of testamentary disposition）、④目的信託における目的が公共政策に反する場合の問題（Public policy）、⑤永久権禁止則の問題（Perpetuity）が挙げられている。しかし、公益信託以外であっても例外的に有効とされる場合もあり、例えば、モニュメントや墓の維持目的や、特定の動物の保護のための信託などがあるとのことである。<sup>(18)</sup>

米国においても、受益者の存在しない非公益の目的信託は本来の意味として無効であるが、最近では、バミューダ島やジャージー島の信託法が目的信託の有効性を認めていることを背景に、目的信託を無効とせず一応有効としたうえで、受託者の信託事務の履行を強制できる受益者がい<sup>(19)</sup>ないことを考えて、目的信託の効果を制限しているとのことである。

以上のとおり、英米信託法の伝統的理論や、日本のこれまでの信託法理論において、目的信託に消極的で受益者の存在を「三大確定性」として信託の基本的要件と考へてきた理由としては、信託の履行を強制できる者がいないことが問題であるとされている<sup>(20)</sup>。しかし、そもそも、ある夫婦の間の、まだ妊娠すらしていない、将来生まれるかもしれない子供を受益者とする信託も有効とされている<sup>(21)</sup>し、浪費者のための信託のように、受益者がいるけれども、それに相応しい能力を有しない場合もあるし、一定の年齢になるまで信託の存在を受益者に知らせないことも可能であるから、受益者が定められていても、信託の履行を強制する役割を担えるとは限らない。

すなわち、信託をより有効的に稼動するものとし、委託者の財産隠しのような不正な目的に利用されないようにしたり、怠惰な受託者により放置されたまま活用されない不動産が生じないようにする必要性を考えれば、受益者が「信託監督的権能」<sup>(22)</sup>を行使できることは望ましくはあるが、それがなければ信託といえないというほどのものではない。むしろ、信託の定義であるところの、「ある者が法律行為によって、ある者に財産権を帰属させつつ、同時に、その財産を、一定の目的に従って、社会のためにまたは自己もしくは他人—受益者—のために、管理・処分すべき拘束を加えるところに成立する法律関係」<sup>(23)</sup>の中の一要素として「受益者」が不可欠であること、それがなければ、もはやそれは信託ではなく他の法律関係になってしまうということが問題なのではないか。潜在的にせよ、受益者がいなければ、受託者の信託義務違反により損害を受ける者がおらず、法的に保護すべき利益が存在しなくなり、裁判所による救済も発動できないということが受益者の存在（確定可能性）の必要性の本質であり、その例外として、公益信託や目的信託は、ある目的のために信託の履行を強制しうるものに限って、有効としているものと位置づけられるのではないか。

そうした中で、受益者代理が果たしうる役割とは、受益者代理自身が利益を受ける主体でない以上は、受益者がいないことを受益者代理を置くことでもって直ちに代替できるわけではなく、少なくとも受益者の存

## 受益者代理制度について

在可能性があることを前提に、受益者の監督的権能を、受益者に代り、または受益者とともに行使することにより、信託を、より有効に機能せしめることである。

### Ⅳ 新信託法における受益者代理制度の規定と、いくつかの論点について

上記Ⅲで述べた、諸外国における取扱いなどを参考に、今般の新信託法における、受益者代理の利用可能性の範囲を分析するのに参考となるいくつかの論点について検討を行う。

#### (1) 新信託法における受益者代理制度（信託管理人、信託監督人、受益者代理人）の概略

まず、新信託法における受益者代理制度の概略は以下のとおりである。

- ① 信託管理人は、受益者が現に存しない場合に、受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（新信託法123～130条）。
- ② 信託監督人は、すべての受益者のために、信託を監視・監督するために受益者に認められた権利（新信託法92条各号に掲げる権利に関する一切の権限）を行使するもの。（新信託法131～137条。「信託法改正要綱」第49の2参照）
- ③ 受益者代理人は、信託行為の定めにより、受益者の全部又は一部のために選任されるもので、その代理する受益者の権利に関する一切の権限を有する。

旧信託法第8条で「不特定の受益者又は未だ存在せざる受益者」の場合にしか信託管理人を置くことができないとされたことの問題は、新信託法における受益者代理人を、受益者が現に存する場合であっても置くことができること（138条1項「その代理する受益者を定めて」）により手当てが行われた。

義務の点についても明確化され、善管注意義務を負う（126条1項、133条1項、140条1項）とともに、信託管理人と信託監督人については受益者全体に対する誠実・公平義務（126条2項、133条2項）、受益者代理人についてはその代理する受益者に対する誠実・公平義務（140条2項）が定められた。

3つの制度に分かれた理由としては、特定の受益者が存在する場合に選任される場合と、受益者が不特定・未存在の場合に選任される信託管理人とは異なる性格を有するため、その役割に応じて3種類の制度を設けるとの事務局提案がなされた<sup>(24)</sup>との経緯があり、使用が想定され易い3つのケースをデフォルトとして用意し、別段の定めで柔軟な変更を可能にしておくという意味では、新信託法の規定のしかたは、1つの方法として理解できるところである。

## (2) 信託管理人と受益者代理人・信託監督人の使い分けの方法について

### ア) 不特定の受益者の取扱い

旧信託法第8条1項は、信託管理人設置の要件を「不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合」としていたが、新信託法においては、信託管理人等の設置要件を「受益者が現に存する」かどうかにかからしめており、「不特定の受益者」との要件はなくなった。「不特定」の意味について、松本崇『特別法コンメンタール 信託法』（第一法規、1972）69頁は、不特定の態様として2つの場合があるとし、①受益者たるべき者の資格や適格要件が定まっているだけで、具体的にその要件を具備する者が決定していない場合（例えば優勝者・発明者）と、②受益者としての適格要件が一定の地位とか団体の構成員たる資格であるため、一定の時点では受益者が特定しているが、固定性を欠く場合、としている。これを新信託法にあてはめると、前者の①の場合は、優勝者等が決まるまでは受益者が現に存しないものとされるので信託管理人を使うことになり、②の場合には、ある一時点を捉えれば受益者の特定は可能であるから受益者は「現に存」し、受益者代理人を使うことになろう。

イ) 設置要件について

信託管理人は「受益者が現に存しない場合」に選任され（123条1項）、信託監督人は「受益者が現に存する場合」に選任される（131条1項）ことが明定されているのに対し、受益者代理人を、受益者が現に存しない場合に置くことができるかについては、条文上は、「その代理する受益者」（138条1項）とあるのみで、現に存していない場合も含むのかはその条項からは明らかではないが、信託管理人を別途置いている趣旨からして、受益者が現に一人も存在しない場合は受益者代理人ではなく信託管理人を置くことが本来的には想定されていると考えられる<sup>(25)</sup>。しかし、受益者のうち、一部が現に存していて、残りはまだ現に存していない場合には、一人でも受益者が存するからには信託管理人は置くことができず、その場合に「一切」の権限を代理させられるのは受益者代理人しかない。よって、受益者代理人は現に存する受益者も現に存しない受益者も両方代理しうるものと考えざるを得ず、それは受益者の全てが現に存しない場合であっても変わらないと考えられる。

ところで、ここでいう「受益者」の中に「残余財産受益者」が含まれるのかどうか。182条1項によれば残余財産受益者の定義は「残余財産の給付を内容とする受益債権に係る」「受益者」とあるから、信託管理人等の設置要件にあるところの「受益者」に含まれると考えられる。ただし、信託が終了し、信託の清算プロセスに入り、残余財産が発生して初めて「受益者」として「現に存する」ことになるのかどうか。この点については、2条6項の受益者の定義および2条7項の受益権の定義からして、残余財産が発生すればその給付を受けるべき受益債権を有していることには変わりない（その受益債権が結果として幾らになるか、ゼロになるかは関係ない）ので、信託行為に当該人を残余財産受益者とする旨の定めがあって、かつ当該人が出生していることという2つの条件を充足していれば、受益者として「現に存する」に含まれるというべきである。こう解することにより、残余財産について利害を有している利害関係人の一人として現に存するものとして扱われ、権能を発揮させることができるので望ましいと考えられる。

ウ) 任務の終了事由としての受益者の存在如何

信託管理人の場合には、上述の通り、その任務の終了事由として「受益者が現に存するに至ったこと」が設けられているが、受益者代理人・信託監督人について「受益者が現に存しなくなったこと」が任務の終了事由となるのかどうか、任務終了事由（134条、141条）として明文で定められていないことから問題となる。この点、信託監督人については131条1項で「受益者が現に存する場合に…なるべき者」とあるので、反対解釈として「存しない場合」には「ならない」と解するのが自然であろうから、任務の終了事由と考えるべきである。せつかく信託監督人として役割を果たし始めているのに、受益者が存しなくなったからといって任務を終了させてしまうことが妥当かという問題はあるが、実質的にも、信託管理人に比べて信託監督人は、受益者がいることを前提にデフォルトの権限が制約されている（132条1項）ので、受益者が存しない状態に至った場合には信託監督人の任務は終了し、信託管理人を置くことになるというべきである。一方、受益者代理人については、受益者が現に存するか否かはその選任（138条）・任務終了（141条）において要件に入っておらず、信託管理人が持つ権限（125条）と比べて受益者代理人の権限（139条）はデフォルトでは劣るところはないから、受益者の存否はその任務続行に影響を与えないと考えられる。

(3) 受益者指定権（89条）との関係について

新信託法第89条では、受益者を指定し、またはこれを変更する権利（「受益者指定権等」）を、信託行為に定める者に与えることができることを規定している。この権利は、受益者そのものを指定・変更する権利であるから、本稿で論じている受益者代理とは異なるともいえるが、委託者・受益者・受託者とは異なる全くの第三者に信託をコントロールする権利を与えることができるという点では、受益者代理制度と近接しているといえるし、受益者代理に受益者指定権をも持たせる旨の信託行為の定めを置くことも十分有りうることであるので、少しだけここで論じる。

## 受益者代理制度について

この受益者指定権については、法制審議会信託法部会では、当初は、信託契約等で当初受益者が定められていて、その受益者が受益権を放棄したか死亡した場合に、新たに受益者を指定する権利としての利用が想定されていたが、<sup>(26)</sup>「信託法改正要綱」および新信託法においては、当初受益者をも受益者指定権等にかからしめることは文言上は否定されていない。目的信託との関係においても、第258条1項に「受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）」とあり、第89条の受益者指定権等の定めがあれば受益者不存在の信託とは取扱われないものと考えられる。

なお、受益者指定権等は相続によって承継されない（89条5項）ので、受益者指定権者が指定権を行使しない場合には、受益者のいない信託となってしまうので、目的信託として存続しうるような例外的なケースを除けば、163条1号の信託目的不達成により、信託の終了事由となると考えられる。<sup>(27)</sup>

この点につき、英米の信託法上は、信託における所謂「三大確定性」(three certainties)の1つである「受益者の確定性」との関係上、少なくとも「ある特定の者が受益者群の構成員であるか否かを確定的に判別」できることが必要だという判例があり（McPhail v Doulton [1971] AC424）、受託者に受益者指定権等を与える所謂「裁量信託」について英米では上記のような制約のもとで取扱われているとのことである。従来のがわが国の信託法の解釈においても、「委託者の指定した受益者の範囲が漠然としている場合や、特定せる受益者の指示はなく、しかも信託目的が不特定か一般的ないし恣意的なために受益者を決定することができない場合は、信託行為は無効である」<sup>(28)</sup>とされ、例えば「受託者がよいと考える施設に与えよ」という指示を信託行為に記載しても無効であるとされていた。<sup>(29)</sup>

しかるに、わが国の新信託法第89条では、上記のような受益者の範囲の定めすらも明文上要求されていない。そのため、受益者指定権を相続で承継される旨の信託行為の定め（89条5項但書）を置いたり、法人を受益者指定権者にしておけば、ずっと受益者を指定しないまま、かつ受

益者指定権者が存在した状態を続けることも可能であることになる（なお、この場合、委託者自身を受益者とする意思と推定すべき場合もありうる<sup>(30)</sup>）。このように、わが国の新信託法において、「信託の履行を強制しうる者」をどこまで必要と考えるかとの関係において、信託目的の設定のしかたや、受益者指定権等の行使義務の定め方などについて、信託としての有効性の観点から、受益者として指定されうる者の範囲が信託行為の全体を通じて明らかであるとか、受益者指定権が一定期限内に行使されるべきことが定められていることが必要とされる等の<sup>(31)</sup>、一定の解釈論上の歯止めが今後求められるのではないかと考えられる。

(4) 信託法上に規定された以外の受益者代理を置いたり、権限を拡大・縮小することの可否・限界

旧信託法では、信託管理人を置くことができる場合とその権限を規定し、別段の定めを明文上許容していないため、「信託法8条が許容する範囲を超えて信託管理人をおく場合には、これは信託法8条の信託管理人ではなく、単に受益者を代理する権限をもつにすぎない<sup>(32)</sup>というべき」とされていた。

新信託法では、信託管理人・信託監督人・受益者代理人の権限については、いずれも「別段の定め」が可能である旨規定されており（それぞれ125条1項但書・132条1項但書・139条1項但書）、その権限の拡大・縮小は信託行為により行うことが可能であり、文言上は、その拡縮の範囲は限定されていない。

しかるに、そもそもの受益者代理の位置付けを考えると、拡縮の範囲は受益者の権利に関する権限に限られ、委託者や受託者固有の権限を侵したり、全く新しい権限を作り出して付与することはできないのか、が問題となる。この点、信託管理人および受益者代理人の権限についてのデフォルトの規定は、「受益者の権利に関する一切」の権限と規定されており（125条1項、139条1項）とあり、信託監督人については、受益者の権利行使について定めている「92条各号に掲げる権利に関する一切」（132条1項）とあり、いずれも受益者の権利に関するものとなって

## 受益者代理制度について

いる。条文の自然な読み方としては、「一切の権限」とデフォルトルールで定めておいて、それを必要に応じて制限するものとして「別段の定め」を置くことにより権限を縮小する方向が主として想定されているとも考えられる。しかし、受益者代理として当該権限を保有することが信託の本旨に反する（例えば、受益者の権利と利益相反関係に立つなど）ような権限でない限りは、受益者代理人の権限を拡大することが可能と考えることが、信託の柔軟な利用に資するので妥当と考えられる。なお、そもそも論として、受益者代理の権限が拡大されたとみるか、受益者代理である人が別の権限を併せ持っているかには大きな違いはない。確かに、裁判所による選任の場合に当該権限を持ったものとして選任されるのかどうか異なるという考え方もありうるが、129条1項等で準用されている62条の規定（新受託者の選任）からして、信託行為において受益者代理の権限が定められたそのポジションに新たな人を裁判所が選任するものであって、信託法上のデフォルトの権限しかもたない状態で裁判所が選任するというのは、信託行為で定めたアレンジメントを無にして機能不全に陥らせかねないので、妥当でない。よって、裁判所による選任の場合であっても、基本的には信託行為で定めた通りの権限を持つものとして選任されるべきと考える。

### （5） 本人（受益者）と受益者代理の権限行使が重複する場合の効力如何

ある権利について、受益者および受益者代理双方が権限を有している場合に、その権限が重疊的に行使された場合の、効力はどうなるか。

受益者代理人により代理される受益者については、その権利を行使できない旨、139条4項で定められており、それ以外の場合に問題となりうるが、受益者代理の権限は受益者により取消しや追認されるべきものとして規定されていない以上、受益者代理の行為は確定的な効力を有すると考えるべきである。逆に、受益者が行った行為に対して、受益者代理が取り消したいと思ったとしても、意思表示の一般規定で無効や取消しうべき行為として規定されていない限りは、受益者の行為が確定的な

効力を有すると考えられる。つまり、双方とも完全な権限を有している以上、先に行使した方が優先すると考えられる。但し、先に行為したほうの行為内容について、例えば受益者代理としての善管注意義務（140条1項他）違反であることについて、行為の相手方（第三者）が悪意または重過失であるような場合には、取引の安全性を保護する必要に乏しいから、受益者を保護すべき場合がありうるかもしれない（表見代理に類似するものとする等の方法）。

## V 受益者代理制度の活用方法および、解釈論的解決の提案

上記Ⅲ. で見たとおり、受益者代理と類似した存在は日本以外の信託でも存在しており、それらが信託において果たす役割は、各国で背景は異なれど、本質的に大差ないはずであるので、参考にしながら以下のとおり活用方法等について論じることとする。

### (1) 受益者代理の活用方法

#### ① 委託者の意思を反映する手段として

個人が委託者となる信託の場合には、信託設定後の状況に応じて委託者が信託を変更できるようにしたいと考えることは十分ありうることである。一旦設定したら、信託の変更等の場面で、3分の1（委託者、受益者、受託者のうちの1人）の権限しか有しないとしたり、信託の利用をためらう委託者がいても不思議ではない。これに対しては、信託行為の定めにより委託者の権限を拡大しておくという方策もあるが、上述のオフショアにおける protector のように、委託者が自らの意思を信託に反映するための手段として、自分が信頼し、受益者とその家族などの状況についてよく知っている人を受益者代理として置くことが考えられる。

さらに進めれば、委託者の意思を反映する究極の手段としては、委託者自らが受益者代理となる方法も考えられるが、新信託法には、委託者が自ら受益者代理になることを否定する規定はない。

## 受益者代理制度について

しかし、そもそも論として、受益者のために設けられたといわれる受益者代理制度を、委託者の意思の反映のために使ってよいのかという問題がある。新信託法で受益者代理の権限を定める125条1項他は「受益者のために」と定めているが、これは受益者代理の行為の効果帰属主体を示しているものと見ることができ、義務の項でも、信託管理人に関する133条1項では善管注意義務、同2項では「受益者のために、誠実かつ公平に」とあるので、専ら委託者の利益のために受益者代理の権限を行使すればこの誠実義務に違反することになるが、信託目的に沿って広い意味で受益者のためになるように権限行使していれば問題ないと考えられる。

なお、委託者の意思を反映させる別の手段として、委託者またはその事情を知る近親者ないし信頼のおける顧問弁護士等を共同受託者とする方法をとることがイギリスではあるそうである<sup>(33)</sup>。しかし、当該委託者については自己信託になり新信託法3条3項の定める公正証書等の要件を備える必要があるし、受託者としての事務負担を考えれば、受益者代理のほうが利用し易いのではないかと考えられる。

注意すべき点としては、受益者代理が委託者の意のままに行動し、委託者が信託の変更を自由に行えるような権限をもっている場合には、税制などの面で委託者を受益者と同一視されてしまう可能性もあるので、受益者代理は、委託者とよく相談しながら行動する場合であっても、あくまでも信託目的および自らに与えられた権限・義務の趣旨に基づき行動しているという位置付けに留意する必要がある。

### ② 専門家の活用の一手段として

信託において、信託財産の運用や税務などの一定の分野に詳しい専門家を、受託者にアドバイスする顧問のような位置で受益者代理として関与させることも考えられる。受託者が不当な裁量を行使しないように牽制関係に立たせるためという場合もありうる。

上記の目的を達する手段としては、その専門家を受託者とする方法もあり、そのために新信託法においては、受託者としての過大な責任を負

うことをためらう専門家等が、受託者の任に就き易いように、限定責任信託（新信託法216条以下）が設けられた<sup>(34)</sup>。しかし、受託者として信託全般にわたる裁量を行使しなければならなくなるので、これを回避しながら、専門家を活用する手段としては、専門外の部分について管理を担当してくれる共同受託者を置き、職務分掌の定め（80条4項）をする方法もあるが、一部とはいえ受託者としての職務の日常的な遂行の負担を考えれば、受益者代理として信託に参画する方法も考えられてよいと考える。

③ 民事信託に対して信頼できる第三者による監督を与える手段として

いわゆる民事信託において、受託者となるのは、信託の引受けを営業として行っておらず（信託業法2条1項）、信託業法の適用を受けない一般の個人であることが想定される。信託業法においては、受託者を原則として免許制（同2条2項）にしたうえで、忠実義務について取引条件等の具体的な内容を定めたり（同29条）、受託者の事務遂行の状況について信託財産状況報告書の交付を義務付け（同27条）たりして、信託の委託者及び受益者の保護（同1条）が図られている。これに対して、民事信託では、委託者と受託者の間の個人的な信頼関係が中心となり、業法のような公的な監視を受けず私人間のとりきめが重視されることになる。

受託者と委託者・受益者との間の信頼関係が保たれている間はよいが、委託者が亡くなり、受益者も高齢になってくると、受託者に対する十分な監視が行えなくなる。しかも、新信託法における「信託の変更」の規律によれば、149条2項1号により受益者と受託者の合意により、信託目的に反しない範囲での信託の変更が可能であるので、受託者の善管注意義務についての別段の定めによる緩和（29条2項）など各種の受託者の義務の緩和を行うこともできるし、受託者の任務懈怠（40条）による損失てん補責任等の免除（42条）を受益者が行うこともできることとなっているので、受託者の言いなりのまま受益者が善管注意義務の緩

和などを行ってしまうおそれがある。

上記のような懸念に対しては、予め信託契約において、受益者代理として、信頼のおける弁護士等の専門家や、できれば公的な機関やNPOなどの機関を指定しておけば、信託の不当な変更や責任の免除に対するチェック機関となることができる。モデル契約書としてそのような受益者代理を置く規定を設けたものを準備しておき、受益者代理となってくれる人や機関も用意しておくことができれば、便利であろう。税制上の優遇措置を講ずる場合にも、従来から公益信託や税制適格年金等で行われてきたことであるが、受益者代理を置くことを求めていくことにより、より安心のできる民事信託の利用の促進につながるのではないか。このようにすることにより、民事信託の受託者を直接、信託業法の規制にかけることで受託者に成り手がなくなってしまうような事態も回避することができる。

1991年の信託法学会における下山祐樹氏のご報告とその論文「信託管理人の現状とその財産管理制度への応用<sup>(35)</sup>」においても、(公益信託の信託管理人について)「現実の実務において、信託管理人が行っていることは、運営委員会から報告を受けることと、決算時の承認をなすことなどに止まって」おり、「信託目的が順調に達成されつつあり、受益者の利益が確保されている状態であるならば、信託管理人は特段の行動を起す必要はなく、ただ見守っていればよい」とされる。今般の新信託法の制定により任意規定化が進められ、その一方で民事信託の活用が期待される中では、まさに受益者代理の実効的な役割が果たされるべきときが来たといえるのかもしれない。

#### ④ 商事信託、とりわけ受益者多数の信託における意思決定の効率化手段として

商事信託においては、委託者および受益者が法人であることも多く、自らその権限を行使する能力も意思も備えているケースが多いと思われる。しかし、商事信託の1つの典型である、投資目的の、受益者多数の信託においては、多数受益者による意思決定を効率化する手段としての

受益者代理の活用が考えられ、日常的な信託運営上の決定事項については受益者代理に委ね、重要事項については受益者集会にかからしめるなどの使い分けも考えられるところである。旧信託法下においても、年金信託や、証券会社の顧客分別金信託のような商品では信託管理人が置かれており、その延長線上にある利用方法である。

ただし、注意すべき事項もあり、新信託法の制定にともなう改正信託業法施行規則41条2項5号では、「重要な信託の変更等を行うことを専ら目的として、受益者代理人を指定すること」が受託者の禁止行為として定められており、受益者代理人は信託行為の定めにより置かれるものであり(138条1項)、受託者が勝手に設置できるものではないにせよ、真に受益者の利益にかなうように行動すべきことは当然である。そのためには、受益者代理人が受託者から受領した信託財産の状況に関する報告書(36条以下)のうち主要な部分を要約して受益者に配布したり、重要な信託の変更にあたり受益者全員に通知を送付して意向集約するなど、受益者代理人が受益者の意思を反映できるシステムを信託契約の中に定めておくことも、実務上検討に値する有効な方法と考えられる。この点、従来の実務では、信託管理人ではなく委託者から十分なディスクロージャーが年金受給者等に対して行われることが通例で、信託管理人は主としてチェックする役割を担ってきた。新信託法においても、受益者代理の受益者への報告や意向集約の義務は明文で定められておらず、事後的に、任務終了時の事務経過・結果の受益者への報告義務があるだけ(129条3項他)である。しかし、これは最低限必要な義務を定めたものと考えらるべきであって、それぞれの信託の特性に合せた受益者代理と受益者の関係のあり方を契約で定めていくことが求められよう。例えば、適確で有効な受託者監督権能の行使と受益者への充実したレポーティングのためには、投資ファンドなどの監督にたけたプロの受益者代理を置いて、適切な報酬を支払うことすら、考えられるのではないか。

## (2) 具体的な活用方法の例

上記(1)①の活用方法を具体的な事例において新信託法にあてはめて

検討してみることにしたい。

例えば、資産家の男性が、自分の死後の財産配分について決定しておくために信託を設定したとする。配分方法としては、妻の老後の資金とした後、残る資産は3人いる子供の成長に合わせて給付していくことを考えているとする。この場合、米国でよく行われている裁量信託であれば、3人いる子供のうち誰にどれだけを給付するか決定について受託者に広範な裁量権を与えて、将来のニーズに応じて柔軟な対応を可能にすることができると思われる。さらには、各人の所得額に応じて、最も所得税額が少なくなる人を選んで給付するタックスプランニングの要素も含まれていると思われる。

これに対し、受益者代理人を利用する方法による場合、例えば、家族の一員や、顧問弁護士を受益者代理人とする。当該受益者代理人が亡くなる際にはその者が指名する者を後任の受益者代理人とする旨の定めを置く（不慮の事故で後任を指名することができずに受益者代理人が死亡した場合は、142条により準用する62条により選任される）。そしてこの受益者代理人に、一般的な受益者代理人としての権限（139条）のほか、受益者指定権（89条）と信託の変更（149条4項の別段の定めとして受益者代理人に信託の変更権限を与える）、受託者変更（58条3項の別段の定めとして受益者代理人に受託者の解任権限を与える。ただし、新受託者の選任については、現に委託者が存しない場合を除けば（62条8項）、受益者代理人単独で新受託者を決定できるわけではない）の権限を与える。例えば、受益者指定権者の指定のしかたは、「この信託において受益者代理人である者」とすれば足りる。デフォルトルールでは受益者代理人に代理される受益者は原則として受益者としての権利を行使できない（139条4項）ので、受益者にも行使させるべき権利があれば別段の定め（139条4項）を置いておく。以上の方法により、受益者代理人に様々な権限を与えることができ、一旦設定した信託に、委託者の意思を反映しながら、その後の周囲の環境に合わせて変更させていくことが可能となる。

(3) 新信託法の3つの規定(信託管理人、信託監督人、受益者代理人)を集約したものとして受益者代理人を利用すべきこと

年金信託では、多数受益者の意思決定の効率化のために従来から信託管理人を置いており、新信託法のもとでも、年金制度の加入者のみで受益者(=受給者)がまだ存在しないときは信託管理人、年数が経って受益者が存するに至ったときには、全ての受益者を代理する受益者代理人を置くことが実務上、1つの方法として考えられている。実際には、同じ一人の人を信託管理人兼受益者代理人としておいて、受益者が登場したら切り替わることが想定される。従来であれば信託管理人を置くだけで済んだケースである。

この点、受益者代理人は、受益者が現に存するか否かにかかわらず、その代理する受益者を自由に定められ、一切の権限を有することもできる一方で信託行為で別段の定めも可能であるし、受益者との権限の重疊的行使は139条4項で排除されている一方で信託行為での変更も可能であるので、受益者代理人さえ置いておけば受益者不存在の時も受益者が存する時も両方カバーできると思われる<sup>(36)</sup>。ただし、もし信託行為で指定された受益者代理人が就任の承諾をしないとき(138条2項・3項)には、信託管理人(123条4項)と異なり、裁判所による選任の規定がないため、せっかく定めた受益者代理人がいなくなってしまう可能性がある。特に、遺言による信託設定の場合で受益者代理人となるべき者として指定した人に委託者が就任依頼を行わないケースでは、問題が現実化してしまう。

この点につき、法制審信託法部会では、「ある時点を見れば受益者は特定しているのであるから、このような受益者の意思決定権限を裁判所の決定で奪うことを認めることは、受益者の利益を著しく害する」との説明がなされていた(法制審議会信託法部会第22回事務局資料)ところである。信託行為で予定されていた受益者代理人が就任拒絶した場合に代りの人を選任することは何ら上記の法制審の趣旨からしても問題ないと考えられるから、就任拒絶の場合に限り裁判所による選任の規定を設けることも立法的解決としては将来考えられてもよいのではないか。

## 受益者代理制度について

ちなみに、設定段階で無事、受益者代理人が就任すれば、その受益者代理人の死亡等で任務終了（141条で準用される56条）しても、新信託法142条で準用される62条により、当事者間の合意または裁判所による選任が予定されており、この部分については信託管理人（129条）と異なるところはない。よって、上記の、受益者代理人を信託行為で定めたのに結果として受益者代理人がない状態になってしまうという問題が現実化するケースは極めて稀と考えられ、委託者と受益者代理人となるべき人との事前の協議が整ってさえいれば就任拒絶は生じないので、受益者代理人による一本化という私の主張は妥当であると考えます。

### （4） 公益信託、目的信託において信託管理人を必置とすることについての考察（その是非の検討）

#### ① 公益信託について

公益信託については、「信託法改正要綱」において、公益法人法制に関する改正動向を踏まえ、引き続き法制審議会で検討が行われる予定とされており（要綱第69の4の(注)）、新信託法に伴う改正に際しては、整備法において旧信託法の中の公益信託以外の部分を削除して、残った部分を「公益信託ニ関スル法律」（以下「公益信託法」）として、新信託法に合せていくつかの修正が加えられている。

公益信託においては、法律上、信託管理人は必置ではないが、主務官庁が許可を与える際の各官庁の取扱実務上において、基本的に信託管理人を置かなければならない取扱がなされているとされている。

また、税制上、寄付金控除等の恩典を受けられる特定公益信託、認定特定公益信託においては、信託管理人の設置を要件の1つとしている。要件となった経緯としては、公益信託の税制整備に関する信託業界からの要望に対して、税当局側から、当時の公益法人に対する風当たりの中で、公益信託と言いつつ委託者やその他特定の人のところに利益が偏る可能性に対して懸念が示され、それに対する業界側の提案で「公益信託は、その適正な運営を確保するため一定の要件を備えた信託管理人ならびに運営委員会等を設置していること」が要件の1つとして盛り込まれ、

それを受けて税当局の案にも採用されていったようである。<sup>(37)</sup>なお、現在の実務における受託件数のうえでは、特定公益信託や認定特定公益信託よりも、それ以外の公益信託（一般公益信託）が多いようであるので、必ずしも税制上の理由だけで信託管理人が必ず置かれているという現状を説明できるわけではない。

2005年の信託法学会シンポジウムにおける雨宮教授の報告資料では、「公益信託の受益者は不特定多数であり、受益者が有している受託者の信託事務を監督する権限を実施する者がいないのは問題だからである」として、公益信託において信託管理人を必置とすべきと主張されている。<sup>(38)</sup>

この点につき、英国では、受益者のいない信託のうち、公益信託以外の目的信託を原則無効とする一方で、公益信託を有効とする1つの大きな理由としては、Attorney-General（法務長官）が公益を代表する存在として、公益信託の履行を強制しうる者として存在していることが挙げられる。<sup>(38)</sup>

日本の公益信託では、信託管理人と、運営委員会が事実上すべての公益信託に置かれているとされ、運営委員会は、公益目的の遂行にあたり専門的見地から受託者に助言を行い、一方、信託管理人は、重要事項への承認権限等の役割を果たす。ただし、運営委員会は受託者への助言機関とされるに留まり強制的な権限を有しているわけではなく、その代りに、公益信託は主務官庁の監督に属し、信託の変更等の命令を受けうることとなっている（公益信託法第3条）。

このように、現実の公益信託は信託管理人、運営委員会、主務官庁の三位一体でうまくいっているわけであるが、信託管理人と運営委員会の2つは公益信託法上は必置となっていない。もし、主務官庁だけで、沢山ある公益信託の適切な履行を強制する役割を担わなければならないとしたら、例えば定期的に受託者から経過報告を受けるとしても、困難であろう。また、主務官庁制をとっていることにより、縦割り行政の影響を受け民間公益活動の支障となっているともいわれる。<sup>(40)</sup>

主務官庁制の弊害は、英国の charity commission のような独立の公益

## 受益者代理制度について

性認定機関を設けることで一定程度回避できうるが、やはりそれだけで公益信託の履行強制の役割を担うことは困難であるから、信託管理人を必置とすれば、実効的な履行確保という点では有効であり現行実務に沿うものでもある。しかし、英国には Attorney-General（法務長官）がいるだけで個別の信託には信託管理人に相当する存在はなくても上手くいっているわけであるから、日本の公益信託において信託管理人を必置とすべきかどうかの議論は、上述の公益性認定機関の権限の範囲や、公益認定の範囲、信託管理人の資格等要件・任務の内容と法的拘束力の有無・公益信託の存続期間・税制上の優遇措置の程度（どの程度公益信託が特別扱いされるか）などの諸条件との関係で、議論されるべき問題と考える。少なくとも、誰も受益者として利益を主張できる者がいない中で、信託管理人としての職務遂行上、履行強制の役割を担うことは期待されるが、信託管理人自身が利害関係を持っているわけではないし、他に「公益」信託の履行について利害関係人がいるわけでもないから、信託管理人の任務懈怠が放置される事態も想定されうるところである。

### ②（公益信託以外の）目的信託について

新信託法では、遺言による目的信託の設定の場合のみ信託管理人が必置となっており（258条4項）、契約による目的信託の場合には信託管理人を置く必要はない。その理由は、契約による目的信託の場合には「委託者の当該信託に対する監視・監督的権能を、受益者の定めのある信託よりも強化」するのに対して、遺言による目的信託の場合には委託者の権能を強化することでの対応ができないため、信託管理人が必置とされたものと考えられる（「信託法改正要綱」第68の2(2)及び(3)）。契約による目的信託については委託者の地位は相続され（147条本文反対解釈）、遺言による目的信託については、遺言者すなわち委託者の地位は相続されない（147条本文）。しかし、契約による目的信託の委託者の地位を相続した者は、当初委託者に比べれば信託設定の趣旨をあまり理解していない可能性があり、実際的には効果的な監督権能の行使は期待し難い。目的信託の存続期間は最長でも20年（259条）なので、委託者死後の存

続期間はそんなに長くはないということも考慮されたものと思われるが、遺言による目的信託の場合との整合性や、目的信託の設定後の円滑な目的遂行のためには、契約による目的信託の場合にも、「履行監督者(enforcer)」のような存在として信託管理人が置かれることが望ましいとも考えられなくもない。しかし、必置とすることで目的信託の利用を費用面や信託管理人の選任の手間のために敬遠されることにもなりかねない。たしかに、目的信託は公益ではない私的な目的(ペット養育等)を目的とするものであり「公益」と異なり裁判所等の他人が理解して信託の履行をはかることは困難かもしれないが、もし受託者が怠惰で機能しなくなった目的信託があったとしても20年経てば自動的に終了する(259条)ので長期間にわたり無主・不稼働の財産を作りだすことにもならない。よって、新信託法が、契約による目的信託について信託管理人を必置としていないことは妥当であると考えられる。

## VI おわりに

以上考察したとおり、「受益者代理制度」とは、個別の信託の事情に応じて様々な権限を与えることにより、信託の更なる柔軟な活用に役立つものであり、とりわけ、今後のわが国における「民事信託」の活用において大きな役割を担うのではないかと考える。本稿が今後の受益者代理制度の多様な活用のきっかけの一つとなることを期待する。

- (1) 能見善久『現代信託法』(有斐閣, 2004) 175頁, 下山祐樹「信託管理人の現状とその財産管理制度への応用」信託法研究16号(1992) 21頁。
- (2) 木下毅「信託法改正の論点」(高本文雄・小平敦編)『信託論叢』(清文社, 1986) 106頁。
- (3) 能見・前掲注(1)215頁。
- (4) 例えば英国については, G.W. キートン・L.A. シェリダン(海原文雄・中野正俊監訳)『イギリス信託法』(有信堂高文社, 1988)の「第18章 公益信託」参照。
- (5) 本項の記述は, 久保野恵美子「受益者の利益を代表する制度」(大塚正

## 受益者代理制度について

- 民・樋口範雄編著)『現代アメリカ信託法』(有信堂高文社, 2002)第4章を参考とした。また, UTCの条文の和訳も同書の巻末資料を参考とした。
- (6) 「代表」と「代理」の用語の区別については, 我妻榮『新訂民法総則』(岩波書店, 1965) 328頁によると, 「民法の立場では, 代理は代理人の行為によって本人が権利義務を取得するのに対し, 代表は代表機関の行為そのものが法人の行為とみられる点に存する」としつつ, 「ただし, 民法における代理と代表の語の用例は, 必ずしも正確ではない」とあるので, 用語の違いからその性質を論じるのはあまり意味がないようである。
  - (7) デイヴィッド M. イングリッシュ (新井誠訳) 「信託法成文化の必要性」信託201号 (2000) 59-60頁。
  - (8) デイヴィッド M. イングリッシュ (新井誠訳) 「統一信託法案とその主要問題点」信託202号 (2000) 52頁。
  - (9) 能見・前掲注(1)286頁。
  - (10) 渡辺宏之「非公益目的信託 (non-charitable purpose trust) について」(新井誠編)『欧州信託法の基本原理』(有斐閣, 2003) 87頁。
  - (11) 能見・前掲注(1)286頁。
  - (12) 渡辺・前掲注(10)第3章。
  - (13) Gideon Rothschild, *Establishing and Drafting Offshore Asset Protection Trusts* ([http://mosessinger.com/articles/files/offshore\\_999.htm](http://mosessinger.com/articles/files/offshore_999.htm)) (2007年10月31日最終検索。雑誌 Estate Planning の1996年2月号に掲載されたもの)
  - (14) Edwin P. Morrow, *Trust Protectors-The good, the bad and the ugly*. (<http://www.ctcdelaware.com/documents/downloadable/naifa%20Protector%20Article2.doc>) (2007年10月31日最終検索)
  - (15) 渡辺・前掲注(10)92頁。
  - (16) [1997]2 All ER 705
  - (17) 新井誠「欧州信託法基本原理とはなにか」『欧州信託法の基本原理』(有斐閣, 2003) 35頁。
  - (18) Thomas & Hudson, *The Law of Trusts*. (Oxford University Press, 2004) 156頁・159~167頁。
  - (19) 能見・前掲注(1)286頁, Restatement Third, Trusts §47.
  - (20) 四宮和夫『信託法 [新版]』(有斐閣, 1989) 122頁。
  - (21) 能見・前掲注(1)173頁, Restatement Second, Trusts §47.
  - (22) 能見・前掲注(1)174頁。

- (23) 四宮・前掲注207頁。
- (24) 法制審議会信託法部会第14回(平成17年4月22日)議事録参照。
- (25) 新信託法の立案担当者による, 寺本昌広『逐条解説新しい信託法』(商事法務, 2007) 321頁には「受益者が現に存する場合である限り, 受益者代理人を選任することのできる信託の類型には制限はない」とあるが, 受益者が現に存する場合に限ることの解釈論上の根拠は示されていない。佐藤哲治編著『Q&A 信託法』(ぎょうせい, 2007) 259・260頁も同様。
- (26) 法制審議会信託法部会第7回(平成16年12月17日)議事録参照。
- (27) 小野傑・深山雅也編『新しい信託法解説』(三省堂, 2007) 259頁。
- (28) 植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」信託192号(1997) 32頁。
- (29) 四宮・前掲注20127頁。
- (30) 四宮・前掲注20127頁参照。条文上の根拠は旧信託法62条・新信託法182条2項参照。
- (31) 藤池智則「新信託法と裁量信託・受益者指定権付き信託」金融法務事情1810号(2007) 116頁も, 「委託者の意思に従って受益者および被指名対象者の範囲を限定できることが必要」とする。
- (32) 能見・前掲注(1)220頁。
- (33) 植田・前掲注2835頁。
- (34) 寺本昌広・湯川毅・村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡「新信託法の解説(5・完)」金融法務事情1797号(2007) 42頁。
- (35) 下山・前掲注(1)8頁。
- (36) 実務上は, 受益者が現に存しない場合にも受益者代理人を置くことができることを前提としているとみることもできる例が既に存在する。新信託法の施行に伴う顧客分別金信託の約款変更公告(日本経済新聞, 平成19年8月21日朝刊掲載。同9月30日から適用)において, 20条(元本受益権の行使事由)2項で「元本受益者は, 委託者が通知金融商品取引業者に該当することとなる前は, 受益者としての権利を有しない」としつつ, 3条(受益者代理人)1項で「この信託契約には受益者代理人(信託法138条にいう受益者代理人)を設置します」, 同5項で「受益者代理人は, すべての元本受益者を代理します」としており, 元本受益権行使事由が発生する前から信託管理人ではなく受益者代理人を置いている。
- (37) 吉牟田勲「昭和62年の本格的な公益信託税制改正の経緯」信託191号

受益者代理制度について

- (1997) 参照。
- (38) 雨宮孝子「信託法の見直しと公益信託」信託法研究30号（2005）104頁。
- (39) Thomas & Hudson・前掲注(18)170頁。
- (40) 新井誠「公益信託の法的構成」（田中實編）『公益信託の理論と実務』（有斐閣，1991）53頁。

（りそな信託銀行経営管理部プランニングマネージャー）

